

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法（平成27年法律第16号）第3条第1項に基づき、令和4年度予算における特別防衛調達の概要等を別紙1及び別紙2の通り公表します。

令和3年12月24日

防衛大臣 岸 信夫

## 令和4年度予算における特定防衛調達の概要等について

### 1. 特定防衛調達の概要

- (1) 対象となる装備品等の整備に係る役務及び数量  
輸送機（C-2）等の機体構成品の一括調達 6式
- (2) 本特定防衛調達に係る長期契約の期間  
令和4年度から令和9年度までの6箇年度
- (3) 対象となる装備品等の整備に係る役務の概要  
輸送機（C-2）等の機体構成品の一括調達
- (4) 本特定防衛調達に関する令和4年度の予算額（国庫債務負担行為の限度額）  
約18.1億円

(各年度の年割額)

4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	合計
0億円	0億円	0億円	5億円	8億円	5億円	18億円

※金額は、四捨五入により不都合となる場合あり。

### 2. 本特定防衛調達を長期契約により行うことによって縮減される経費の額

- (1) 長期契約によらずに調達した場合に見込まれる経費の額  
約21.3億円

(各年度の年割額)

6年度	7年度	8年度	9年度	合計
0億円	7億円	11億円	4億円	21億円

※金額は、四捨五入により不都合となる場合あり。

- (2) 長期契約により調達することによって縮減される経費の額  
約3.2億円（約14.9%）

(別紙2)

## 令和4年度予算における特定防衛調達の概要等について

### 1. 特定防衛調達の概要

- (1) 対象となる装備品等の整備に係る役務及び数量  
輸送機(C-130R)のPBL 1式

※PBL: Performance Based Logistics

- (2) 本特定防衛調達に係る長期契約の期間  
令和4年度から令和9年度までの6箇年度

- (3) 対象となる装備品等の整備に係る役務の概要  
輸送機(C-130R) 3機に対する機体部品等供給及び在庫管理、機体定期修理並びに技術活動

- (4) 本特定防衛調達に関する令和4年度の予算額(国庫債務負担行為の限度額)  
約128億円

(各年度の年割額)

4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	合計
10億円	26億円	26億円	26億円	26億円	13億円	128億円

※金額は、四捨五入により不都合となる場合あり。

### 2. 本特定防衛調達を長期契約により行うことによって縮減される経費の額

- (1) 長期契約によらずに調達した場合に見込まれる経費の額  
約144億円

(各年度の年割額)

4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	合計
12億円	24億円	23億円	29億円	29億円	26億円	144億円

※金額は、四捨五入により不都合となる場合あり。

- (2) 長期契約により調達することによって縮減される経費の額  
約15.9億円(約11.0%)